

# 令和6年度 大田区 認証保育所の指導検査

## 保育内容編

大田区こども家庭部保育サービス課指導検査担当



# 保育内容の主な項目

## はじめに

保育の実施に関して留意すべき事項  
令和6年度重点項目

- |    |                             |    |                              |
|----|-----------------------------|----|------------------------------|
| 1  | 全体的な計画の作成                   | 12 | 調理業務委託                       |
| 2  | 指導計画の作成                     | 13 | 外部搬入方式                       |
| 3  | 保育の内容の状況（虐待等の行為）            | 14 | 保健計画                         |
|    | 保育の内容の状況（記録の状況）             | 15 | 児童健康診断                       |
|    | 保育の内容の状況（保育時間の状況）           | 16 | 健康状態の把握及び保護者との連絡等            |
|    | 保育の内容の状況（休所の状況）             | 17 | 虐待などへの対応                     |
|    | 保育の内容の状況（保護者との連携状況）         | 18 | 疾病等への対応（体調不良・傷害）             |
|    | 保育の内容の状況（登降園の状況）            |    | 疾病等への対応（感染症）                 |
|    | 保育の内容の状況（小学校との連携）           |    | 疾病等への対応（アレルギー疾患）             |
| 4  | 食育計画                        | 19 | 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止       |
| 5  | 食事計画と献立業務の状況（給与栄養量、献立表等）    | 20 | 安全計画に基づく保育                   |
|    | 食事計画と献立業務の状況（児童の状況に応じた配慮）   | 21 | 児童の安全確保（安全点検）                |
| 6  | 食事の提供の状況（長時間保育児に対する給食の実施）   | 22 | 児童の安全確保（誤嚥等による窒息のリスクへの対応）    |
| 7  | 栄養管理報告                      |    | 児童の安全確保（誤嚥等による窒息のリスクへの対応：参考） |
| 8  | 食事の状況（食事の中止等・検食の保存）         | 23 | 児童の安全確保（園外保育時、プール・水遊び時の事故防止） |
| 9  | 営業の届出等                      |    | 児童の安全確保（事故発生時の対応）            |
| 10 | 衛生管理                        |    |                              |
| 11 | 衛生管理（検便）                    |    |                              |
|    | 衛生管理（調理従事者の健康チェック及び調理室等の点検） |    |                              |



# はじめに

## 児童福祉法第39条

保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設とする。

保育所は、前項の規定にかかわらず、特に必要がある時は、保育を必要とするその他の児童を日々保護者の下から通わせて保育することができる。

### 保育所保育指針 第1章 総則

この指針は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき、保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定めるものである。保育所は、この指針において規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項等を踏まえ、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能および質の向上に努めなければならない。

- ◆ 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、内閣総理大臣が定める指針（保育所保育指針）に従う。  
「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条」



# 保育の実施に関して留意すべき事項（保育全般に関わる配慮事項）

- ア 子どもの心身の発達及び活動の実態などの個人差を踏まえるとともに、一人一人の子どもの気持ちを受け止め、援助すること。
- イ 子どもの健康は、生理的・身体的な育ちとともに、自主性や社会性、豊かな感性の育ちとがあいまってもたらされることに留意すること。
- ウ 子どもが自ら周囲に働きかけ、試行錯誤しつつ自分の力で行う活動を見守りながら、適切に援助すること。
- エ 子どもの入所時の保育に当たっては、できるだけ個別的に対応し、子どもが安定感を得て、次第に保育所の生活になじんでいくようにするとともに、既に入所している子どもに不安や動揺を与えないようにすること。
- オ 子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにすること。
- カ 子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないようにすること。



# 令和6年度の重点項目

## 1 児童一人一人に応じた適切な保育の実施

- (1) こどもの人権に十分配慮し、こども一人一人の人格を尊重した保育と虐待対応等の取り組みが適切に行われているか。
- (2) 保育所保育指針に準じて適切な保育(子どもの個人差に配慮し、一人一人の発達過程に応じた保育)が行われているか。
- (3) 食物アレルギー等のこどもの状況に配慮した食事の提供が適正に行われているか。
- (4) こどもの健康状態を適正に把握しているか。

## 2 安全対策の徹底

- (1) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。
- (2) 食事時の誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。
- (3) 安全点検を定期的の実施したうえで文書として記録し、こどもの誤飲等の事故防止対策を徹底しているか。
- (4) 各施設で策定した安全計画に基づき、散歩等の園外保育時、プール・水遊び時、その他、保育中の事故防止対策に配慮しているか。
- (5) 上記(1)～(4)にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
- (6) 感染症・食中毒等の予防対策が徹底されているか。



# 重点項目 1 (1)

## 1 児童一人一人に応じた適切な保育の実施

### (1) こどもの人権に十分配慮し、こども一人一人の人格を尊重した保育と虐待対応等の取り組みが適切に行われているか。

◆保育所は、子どもの人権を守るために、法的・制度的に裏付けられていことを認識し、子どもの人権等について理解する必要がある。

#### <不適切な保育の例>

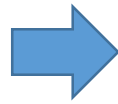
- ・ しつけと称して、児童の頭や頬を叩く、突き飛ばす、蹴る、頭を小突くなどの暴力を振るう。
- ・ 言うことを聞かせるために倉庫や押し入れなど狭いところに閉じ込める。
- ・ 食事の際に、児童の頭や体を押さえつけて、無理やり口に食事を入れる。
- ・ 寝かせつけるときにパンパンと音がするほど強く児童の体を叩く。
- ・ 名前を呼び捨てにする、「お前」、「てめえ」などと呼ぶ。
- ・ しつけと称して、廊下や別室に児童を一人で放置する。
- ・ ベビーベッドやサークルに児童を入れたまま放置する。
- ・ 不必要に大きな声を出したり、食器等を児童の前に強く置くなどして大きな音を出し児童を萎縮させる。
- ・ 言うことを聞かせるために、「おやつを抜きにするよ」などの言葉を投げかける。
- ・ 児童の特徴的な容姿やしぐさ・動きなどをからかう。



# 保育所におけるこどもの心身に有害な影響を与える行為とは

## ①身体的虐待

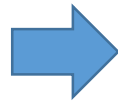
保育所等に通うこどもの身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。



- しつけと称して、児童の頭や頬を叩く、突き飛ばす、蹴る、頭を小突くなどの暴力をふるう。
- 食事の際に、こどもの頭や体を押さえつけて、無理やり口に食事を入れる。
- 寝かしつけるときにパンパンと音がするほど強くこどもの体を叩く。
- 身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為。
- 明らかな傷害を生じさせる行為。 など

## ②性的虐待

保育所等に通うこどもにわいせつな行為をすること又は保育所に通うこどもを介してわいせつな行為をさせること。

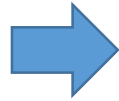


- 下着のままで放置する。
- 必要のない場面で裸や下着の状態にする。
- 本人の前でわいせつな言葉を発する又は会話する。 など



### ③ネグレクト

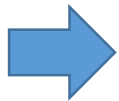
保育所等に通うこどもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、当該保育所等に通う他のこどもによる①②又は④までに掲げる行為の放置その他の保育所等の職員としての業務を著しく怠ること。



- ・言うことを聞かせるために倉庫や押し入れなど狭いところに閉じ込める。
- ・しつけと称して、廊下や別室にこどもを一人で放置する。
- ・ベビーベットやサークルにこどもを入れたまま放置する。
- ・こどもの健康・安全への配慮を怠っている。
- ・おむつを替えない、汚れている服を替えないなど長時間ひどく不潔なままにする。
- ・泣き続けるこどもに長時間関わらず放置する。
- ・視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションや情緒的欲求に応えず保育を行う。
- ・他の職員等がこどもに対し不適切な指導を行っている状態を放置するなど

### ④心理的虐待

保育所等に通うこどもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の保育所等に通うこどもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。



- ・名前を呼び捨てにする、「お前」「てめえ」などと呼ぶ。
- ・不必要に大きな声を出したり、食器等をこどもの前に強く置くなどして大きな音を出しこどもを委縮させる。
- ・言うことを聞かせるために、「おやつを抜きにするよ」などの言葉を投げかける。
- ・こどもの特徴的な容姿やしぐさ・動きなどをからかう。
- ・他のこどもとは著しく差別的な扱いをする。
- ・こどもを無視したり、拒否的な態度を示したりする。など



# 重点項目 1 (1)

◆虐待対応においては早期発見、早期対応が重要であるため、通告までの手順を作成し職員と共有すること。

## ＜児童虐待が疑われる例＞

### 子どもの身体的な状態把握

- ・低体重、低身長などの発育の遅れや栄養不良
- ・不自然な傷、あざ、骨折、火傷
- ・虫歯の多さ又は急な増加

### 子どもの情緒面や行動からの把握

- ・おびえた表情、表情の乏しさ、笑顔や笑いの少なさ
- ・極端な落ち着きのなさ
- ・激しい癇癪、泣きやすさ
- ・言葉の少なさ
- ・多動、不活発、攻撃的行動、
- ・衣類の着脱を嫌う様子
- ・食欲不振、拒食・過食

### 子どもの養育状態の把握

- ・不潔な服装や体で登園する
- ・不十分な歯磨きしかされていない
- ・予防接種や医療を受けていない

### 保護者や家族の状態把握

- ・子どものことを話したからない
- ・子どもの心身について説明しようとするしない態度
- ・子どもに対する拒否的態度
- ・過度に厳しいしつけ
- ・叱ることが多い
- ・理由のない欠席や早退
- ・不規則な登園時間

参考：保育所保育指針解説 P299～P300



# 「虐待等」と「虐待等と疑われる事案（不適切な保育）」の概念図

こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかわり

虐待等と疑われる事案(いわゆる「不適切な保育」)

虐待等

虐待

- 身体的虐待
- 性的虐待
- ネグレクト
- 心理的虐待

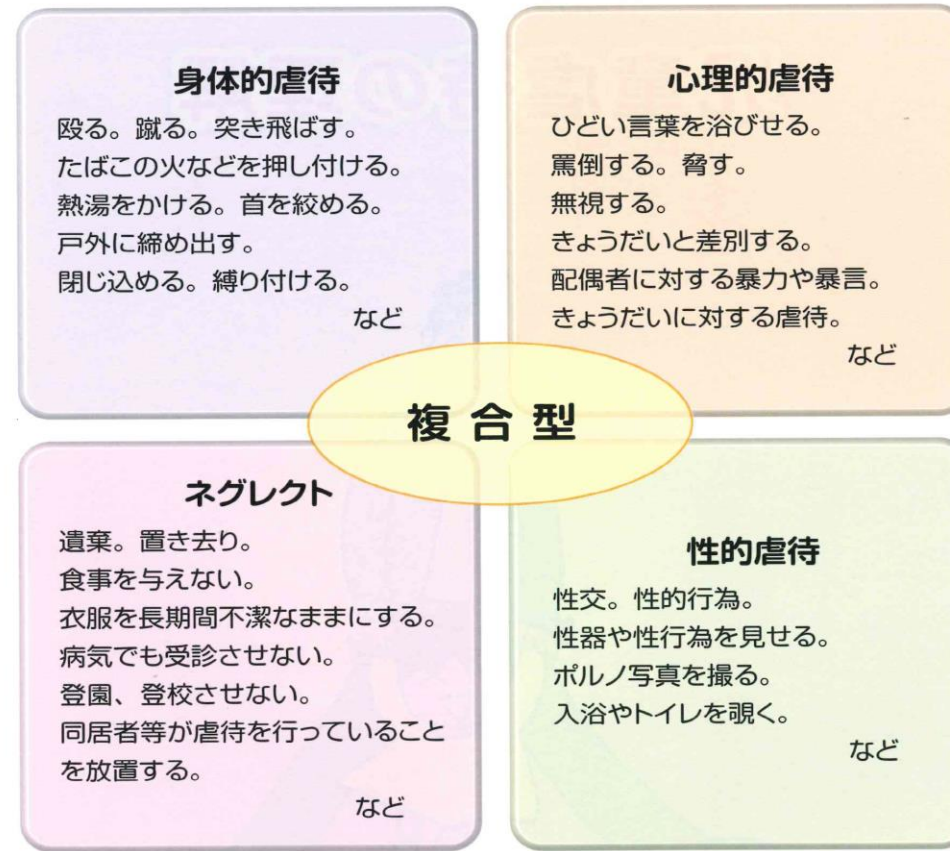
この他、子どもの心身に有害な影響を与える行為



# 保護者やその他の者で子どもに対して行う虐待行為

## 1 4つのタイプ

児童虐待とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者）がその監護する子どもに対して行う行為で、具体的には以下の4つの類型が児童虐待防止法に規定されています。





## 職員間で確認するとよいポイント

### セルフチェック

- ☐ 不適切な保育を見かけた、見つけた時の対応を職員と確認している。
- ☐ マニュアル等を参考に、職員で話す機会（職員会・園内研修等）をつくっている。
- ☐ しつけと称して、児童の頭や頬を叩く、突き飛ばす、蹴る、頭を小突くなどの行為はしていない。
- ☐ 言うことを聞かせるために倉庫や押し入れなど狭いところに閉じ込めたことはない。
- ☐ 寝かせつけるときにパンパンと音がするほど強く児童の体を叩くことはない
- ☐ 食事の際に、児童の頭や体を押さえつけて、無理やり口に食事を入れていない。
- ☐ しつけと称して、廊下や別室に児童を一人で放置していない。
- ☐ ベビーベッドやサークルに児童を入れたまま放置していない。
- ☐ 不必要に大きな声を出したり、食器等を児童の前に強く置くなどして大きな音を出し児童を萎縮させていない。
- ☐ 言うことを聞かせるために、「おやつを抜きにするよ」などの言葉を投げかけていない。
- ☐ 児童の特徴的な容姿やしぐさ・動きなどをからかうことはない
- ☐ 名前を呼び捨てにする、「お前」、「てめえ」などと呼んでいない。



# 重点項目 1 (2)～(4)

## 1 児童一人一人に応じた適切な保育の実施

### (2) 保育所保育指針に準じて適切な保育(こどもの個人差に配慮し、一人一人の発達過程に応じた保育)が行われているか。

- 全体的な計画は児童福祉法及び関係法令、保育所保育指針、児童の権利に関する条約等と各保育所の保育方針を踏まえ、入所から就学に至る在籍期間の全体にわたって、保育の目標を達成するために、どのような道筋をたどり、養護と教育が一体となった保育を進めていくのかを示すものである。

※全体的な計画に基づき指導計画（長期的な指導計画と短期的な指導計画）、保健計画・食育計画を作成する。

### (3) 食物アレルギー等の児童の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

- 食物アレルギー等を有するこどもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき適切な対応を行うこと。

### (4) こどもの健康状態を適正に把握しているか。

- こどもの心身の状態に応じて保育するために、こどもの健康状態並びに発育状態について、定期的・継続的に、また、必要に応じて随時把握すること。



# 重点項目 2 (1) ~ (3)

## 2 安全対策の徹底

### (1) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。

- ◆医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、仰向けに寝かせるなど寝かせ方に配慮すること。

### (2) 食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。

- ◆こどもの食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達等）や当日のこどもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること。
  - ・こどもの年齢月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識して、食事の介助及び観察をする。
  - ・物を口に入れたまま、笑ったり、泣いたり、声を出したりすると、誤って吸引し窒息・誤嚥するリスクがある。

### (3) 安全点検を定期的実施したうえで文書として記録し、こどもの誤飲等の事故防止対策を徹底しているか。

- ◆危険な場所、設備等を把握すること。
- ◆危険の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて保育室内及び園庭内の点検を定期的実施する。

\*施設・事業者は、予め点検項目を明確にし、定期的実施した上で、文書として記録するとともに、その結果に基づいて、問題のある箇所の改善を行い、また、その結果を職員に周知して情報の共有化を図ること。



## 重点項目 2 (4) ～ (5)

(4) 各施設で策定した安全計画に基づき、散歩等の園外保育時、プール・水遊び時、その他、保育中の事故防止に配慮しているか。

◆各施設で策定した安全計画に基づき、こどもの安全確保に関する取り組みを計画的に行うこと。  
また、定期的に計画を見直すとともに必要に応じて安全計画の変更を行う。

- 園外で活動する場合は、活動場所、活動状況等が極めて多岐にわたるため、目的地や経路について事前に安全確認を行い、職員間で情報を共有するとともに園外活動時の職員体制とその役割分担、緊急事態が発生した場合の連絡方法等について検討し、必要な対策を実施すること。
- プール・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にする。
- こどもの登降園は、送迎時におけるこどもの安全確保上、原則として保護者が行うべきことを保護者に徹底する必要がある。

(5) 上記(1)～(4)にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。



## 重点項目 2（6）

### （6）感染症・食中毒等の予防対策が徹底されているか。

#### 感染症予防対策

抵抗力が弱く、身体の機能が未熟である乳幼児の特性等を踏まえ、感染症に対する正しい知識や情報に基づく感染予防のための適切な対応をすること。

- ・感染経路対策 → 飛沫感染対策・空気感染対策・接触感染対策
- ・予防接種の勧奨
- ・予防接種歴、感染症歴の把握
- ・感染症の疑いのある子どもへの対応
- ・嘱託医、保健所等の関係機関との連携

#### 食中毒予防対策

- ・調理従事者及び調乳担当者の検便検査、健康チェック
- ・調理室内の衛生管理、点検
- ・調理器具、用具、食具等の衛生管理
- ・原材料及び調理済み食品の保存



# 1 全体的な計画の作成


観 点	評価事項
<p>全体的な計画を作成しているか。</p>	<p>＊全体的な計画は、各保育所の保育の方針や目標に基づき、こどもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう作成すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・こどもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、こどもの育ちに関する長期的見通しをもって作成されているか。</li><li>・保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各保育所が創意工夫して保育できるよう、作成されているか。</li></ul>

〔根拠法令等〕

「東京都認証保育所事業実施要綱」12（4）  
「保育所保育指針」第1章



## 2 指導計画の作成

観 点	評価事項
長期的な指導計画があるか。	<ul style="list-style-type: none"><li>＊長期的な計画は、全体的な計画に基づき立案すること。</li><li>・長期的な計画（年、数か月単位の期、月など）を作成しているか。</li></ul> ※入所児がいない場合も指導計画を立案することが必要です。
短期的な指導計画があるか。	<ul style="list-style-type: none"><li>＊全体的な計画・長期的な計画と関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した内容になっていること。</li><li>・短期的な計画（週案、日案等）を作成しているか。</li></ul>
3歳未満児について、個別的な指導計画があるか。	<ul style="list-style-type: none"><li>＊3歳未満児について、個別的な指導計画を作成すること。</li><li>・一人一人のこどもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な指導計画を作成しているか。</li><li>・個にあったねらいになっているか。</li></ul>  クラス全員または複数人のねらいが同じ内容になっていないか確認してください。
長時間にわたる保育について、保育の内容等の指導計画への位置付けは十分であるか。	<ul style="list-style-type: none"><li>＊長時間にわたる保育について、保育内容等の指導計画に位置付けること。</li><li>・こどもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを位置付けているか。</li></ul>

〔根拠法令等〕

「東京都認証保育所事業実施要綱」12（4）

「保育所保育指針」第1章



## 3-1 保育内容の状況（虐待等の行為）

観 点	評価事項
児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	<p>＊認証保育所の職員は、児童に対する虐待その他児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>（１）児童の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。</p> <p>（２）児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。</p> <p>（３）児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置すること。</p> <p>（４）児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p>

参考：保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和5年5月 こども家庭庁）

〔根拠法令等〕

「児童虐待の防止等に関する法律」第3条


「保育所保育指針」第1章

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」

別紙「認可外保育施設に指導監督の指針」別添「認可外保育施設指導監督基準」第5（2）



## 3-2 保育内容の状況（記録の状況）

観 点	評価事項
児童出欠簿を作成しているか。	<ul style="list-style-type: none"><li>＊児童出欠簿を作成すること。</li><li>・入退所の状況又は各種報告の基礎となるものとして、毎日記録しているか。</li><li>・記載漏れがないか。</li><li>・児童の欠席理由（病欠・私欠等）を把握し記録しているか。</li></ul>
保育日誌を作成しているか。	<ul style="list-style-type: none"><li>＊保育日誌を作成すること。</li><li>・こどもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録すること。</li><li>＊0、1歳児については個人別記録を作成していること。<ul style="list-style-type: none"><li>※0、1歳児の個人別記録には、生活（食事・睡眠・排泄等）と遊びの様子が記載されていることが望ましい。</li></ul></li></ul> <p> 土曜日等、異年齢での合同保育の際も個人別記録は必要です。</p>
児童票を作成しているか。	<ul style="list-style-type: none"><li>＊児童票を作成すること。</li><li>・個々のこどもの状況を把握するものとして児童の保育経過記録があるか。</li><li>・児童の保育上必要な最低限の家庭の状況等の参考記録があるか。</li></ul>

〔根拠法令等〕

「東京都認証保育所事業実施要綱」12（4）  
「保育所保育指針」 第1章




### 3-3 保育内容の状況（保育時間の状況）

観 点	評価事項
保育所で定める開所時間が確保されているか。	<p>＊保育所で定める開所時間が確保されていること。</p> <p>・保育園における開所時間は、一日につき13時間以上を確保されているか。</p>
開所時間に常勤有資格者が配置されているか。	<p>＊開所時間中には、常勤有資格者が配置されていること。</p> <p>・現に登園している児童数に対して配置基準により算出した数以上の保育従事職員を配置しているか。</p> <p>※保育従事職員は保育士である常勤有資格者を原則とする。</p>
開所時間中は2名以上の保育従事職員が配置されているか。	<p>＊開所時間中は常勤有資格者一人以上を含む2名以上の保育従事者を配置すること。</p> <p>※保健師、助産師及び看護師については、保育士に準じた専門性を有する者とみなす。</p>

〔根拠法令等〕 「東京都認証保育所事業実施要綱」 3（1）、7（1）



### 3-4 保育内容の状況（休所の状況）

観 点	評価事項
<p>施設の都合で休所又は一部休所していないか。</p> <p>施設の都合で保育時間を短縮していないか。</p>	<p>* 正当な理由なく休所または一部休所しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 認証保育所における契約の内容が、認証保育所の基準に定める開所時間及び開所日の利用を妨げていないか。</li></ul> <p> 休所又は一部休所の正当な理由とは</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 感染症の疾患</li><li>② 非常災害の発生</li><li>③ 「警戒宣言」の発令 など。</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 家庭保育を依頼していないか。</li></ul> <p>* 正当な理由なく保育時間を短縮しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 施設の都合で保育時間を短縮していないか。</li></ul>

〔根拠法令等〕 「東京都認証保育所事業実施要綱」 3（1）、3（2）  
「東京都認証保育所事業実施細目」 6（6）



### 3-5 保育内容の状況（保護者との連携状況）

観 点	評価事項
保護者との連携は十分か。	<p>＊保護者との連携体制ができていること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・保育内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めているか。</li><li>・入所時に保育方針、保育時間、休所等の園の運営内容を重要事項説明書等の文書をもって周知徹底を行っているか。</li><li>・こどもの様子や日々の保育の意図を説明し、保護者との相互理解を図っているか。</li><li>・すべてのこどもに園で用意した連絡帳を備えているか。</li><li>・緊急連絡表を整備し、すべての保育従事者に周知し、容易に分かるようにしているか。</li></ul>

〔根拠法令等〕

「東京都認証保育所事業実施要綱」12（4）

「東京都認証保育所事業実施細目」6（1）、9

「保育所保育指針」第2章、第3章、第4章

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」

別紙「認可外保育施設の指導監督の指針」別添「認可外保育施設指導監督基準」第5（3）




### 3-6 保育内容の状況（登降園の状況）

観 点	評価事項
児童の送迎は保護者が行うよう周知徹底しているか。	<p>＊こどもの送迎は、保護者等が行うよう周知徹底していること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・保護者以外の者が迎えにくる場合、原則としてその都度職員が保護者に確認しているか。</li></ul>

〔根拠法令等〕 「保育所保育指針」第3章

### 3-7 保育内容の状況（小学校との連携）

観 点	評価事項
保育所児童保育要録を作成しているか。	<p>＊保育所児童保育要録の写しを保育所から小学校へ送付すること。</p> <p>施設長名、担任名を自署しているか。</p> <p> 就学先の小学校校長に送付し、原本は園に保管されているか。</p>

〔根拠法令等〕 「東京都認証保育所事業実施要綱」12（4）  
「保育所保育指針の適用に際しての留意事項について」  
「保育所保育指針」第2章



## 4 食育計画

観 点	評価事項
食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成しているか。	<p>＊食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われているか。</li><li>・食育計画には、定期的に評価・反省を記録し、改善に努めているか。</li></ul>

〔根拠法令等〕

「保育所保育指針」第1章、第3章



## 5-1 食事計画と献立業務の状況(給与栄養量、献立表等)

観 点	評価事項
給与栄養量の目標を設定しているか。	<p>* 給与栄養量の目標を設定すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの性、年齢、栄養状態、生活状況等を把握・評価し、提供することが適当なエネルギー及び栄養素の量（給与栄養量）の目標を設定するよう努めているか。</li> </ul>
献立表を作成しているか。	<p>* 献立表を作成すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調理は、あらかじめ作成された2週間以上の献立に従って行われているか。</li> <li>・ 献立表には、給与栄養量（離乳後期以降）、素材等を記入しているか。</li> <li>・ 毎日の給食を展示しているか。</li> </ul>
実施内容を記載しているか。	<p>* 実施内容を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定献立に変更があった場合は、変更後の献立を記載しているか。</li> </ul>
予定献立及び実施献立に責任者の関与はあるか。	<p>* 予定献立及び実施献立には責任者が関与すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調理は、認所保育所又は設置者があらかじめ作成した献立に従うことを原則としているか。</li> </ul>
献立が季節感、嗜好に考慮し変化に富んだ内容となっているか。	<p>* 変化や嗜好等に考慮していること。</p> <p>* おやつが甘味品・菓子類に偏っていないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既製品（インスタント食品・市販の調理済み製品等）の使用が随所にみられないようにしているか。</li> </ul>

〔根拠法令等〕

「東京都認証保育所事業実施細目」6（2）、8（6）

「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」

別紙「認可外保育施設の指導監督の指針」別添「認可外保育施設指導監督基準」第6（2）

「保育所保育指針」第3章



## 5-2 食事計画と献立業務の状況（児童の状況に応じた配慮）

観 点	評価事項
適正な献立内容、調理方法に沿った食事を提供しているか。	<b>*適正な献立内容、調理方法に沿った食事を提供していること。</b> <ul style="list-style-type: none"><li>給食は保育所で調理されたもので、できる限り変化に富み、入所児童の健全な発育に必要な栄養量を有するものであるか。</li></ul>
乳児及び1歳以上3歳未満児に対する配慮をしているか。	<b>*乳児及び1歳以上3歳未満児に対する配慮を行っていること。</b> <ul style="list-style-type: none"><li>食品の種類及び調理方法は、栄養並びに入所児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものであるか。</li><li>発達段階に応じて、食材の切り方、味付け等の配慮をしているか。（1歳児で入所した児童の食事の進み具合に応じた配慮等）</li></ul>
健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容にしているか。	<b>*健康状態（食物アレルギー等を含む。）等に配慮した食事を提供すること。</b> <ul style="list-style-type: none"><li>保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行っているか。</li><li>関係機関と連携して、保育所の体制構築など安全な環境の整備を行っているか。</li></ul>

〔根拠法令等〕

「保育所保育指針」第2章、第3章

「東京都認証保育所事業実施細目」6（2）

「認可外保育施設に対する指導監査の実施について」

別紙「認可外保育施設の指導監督の指針」別添「認可外保育施設指導監督基準」6（2）





確認指導では、生活管理指導表等を確認しています。

- 医師の診断及び指示に基づき、関係する職員や保護者と連携して行っている。
- 食物アレルギーに関する保護者との面談や、除去食の献立について、**施設長が関与していること**がわかるようになっている。
- 生活管理指導表等を基に状況を把握し、日頃より危機管理体制を整えている。
  - 一年に1回以上、再提出
  - 配慮や管理が必要なアレルギーをもつこどもの把握と対応
  - 保護者との連携
  - 配慮や管理の根拠となる書類の扱い、園内体制の整備
  - 配慮が不用（除去解除）になる書類の扱い、園内体制の整備
  - エピペン、アレルギー内服薬の管理、保管、取扱い
- 全園児を対象に、給食やおやつにアレルギー物品を含む食品(卵、小麦粉等)を一切提供していなくても、食物アレルギーをもつ子どもについては、「生活管理指導表」等を基に対応している。
- 緊急時・災害時等様々な状況を想定し、食物アレルギーをもつ子どもへの対応について、園内で共有している。



## 6 食事の提供の状況（長時間保育児に対する給食の実施）

観 点	評価事項
間食又は給食等を行っているか。	*長時間保育の対象となる児童については、適宜間食又は給食等を提供すること。

〔根拠法令等〕 「東京都認証保育所事業実施細目」 6（2）

## 7 栄養管理報告

観 点	評価事項
栄養管理報告（給食施設）を行っているか。 （5月、11月）	*栄養管理報告（給食施設）を行うこと。 ・継続的に（1回100食以上または、1日250食以上の食事を供給する施設）については、保健所に対し栄養管理報告を年2回（5月・11月）を行っているか。

〔根拠法令等〕 「健康増進法施行細則」 第6条



## 8 食事の状況（食事の中止等・検食の保存）

観 点	評価事項
施設の都合で中止していないか。	<p>＊施設の都合で給食の提供を中止しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・給食（主食、副食及び間食）を毎日適切に提供しているか。</li></ul> <p>＊食事の中止等の理由とは以下のみ</p> <ol style="list-style-type: none"><li>①感染症の発生に伴う保健所の指示。</li><li>②調理室の改築・修繕等。</li><li>③非常災害時で給食することが不可能などである。</li></ol> <p>＊簡易な食事の提供の回数が著しく多い、または継続していないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・簡易な食事の提供例<ul style="list-style-type: none"><li>①米飯の外注・既製品の多用。</li><li>②副食の一部外注。</li><li>③パンと牛乳などの調理の手間を省いている食事。</li></ul></li></ul> <p>＊間食の提供をすること。</p>
検食を適切に保存しているか。	<p>＊食中毒が発生した場合にその原因を調査・追跡できるよう検食を適切に保存すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・検査用食品を一食分保存しているか。</li><li>・検査用保存食及び原材料は、食事提供後48時間以上冷蔵保存しているか。</li></ul> <p>＊保育所で提供するすべての食品（既製品を含む。）について原材料及び調理済食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔な容器（ビニール袋等）に密封し、－20℃以下で48時間以上保存していることが望ましい。</p> <p>＊原材料についても洗浄、殺菌等を行わず、購入した状態で保存していることが望ましい。</p>

〔根拠法令等〕

「東京都認証保育所実施細目」6（2）  
「認証保育所における検食の保存について」



## 9 営業の届出等

観 点	評価事項
営業の届出をしているか。	<p>＊集団給食施設の設置者又は管理者は、施設の所在地、名称等について施設の所在地を管轄する保健所等に届け出ること。 (ただし、1回の提供食数が20食程度未満の施設を除く。なお、令和3年6月1日時点で現に稼働している集団給食施設については、令和3年11月30日までに届け出なければならない。)</p>
食品衛生責任者を選任しているか。	<p>＊集団給食施設の設置者又は管理者は、食品衛生責任者を定めること。</p>

〔根拠法令等〕

「食品衛生法」第57条、第68条

「食品衛生法施行規則」第66条の2、別表第17 第70条の2

「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて」



# 10 衛生管理

HACCPに沿った衛生管理を実施すること。

※営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を給与する施設（集団給食施設）はHACCPに沿った衛生管理を実施すること。

※「大量調理施設衛生管理マニュアル」はHACCPの概念に基づき策定されている。

※HACCPにおいて、食品への毛髪混入等による汚染を発生させないように、身だしなみを整える、とある。


以下の点について、留意してください。

 0歳児の授乳は食事として、身支度を整え、衛生的な環境で行っているか。

- ・児童の食事介助の際には、三角巾等で髪の毛を全て覆っているか。（異物混入防止）



# 11-1 衛生管理（検便）

観 点	評価事項
<p>調理従事者及び調乳担当者の月一回以上の検便を適切に実施及び確認の上従事させているか。</p> <p>検便検査の結果を適切に保管しているか。</p>	<p>＊調理従事者及び調乳担当者については、月1回以上の検便を実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇入れの際及び調理又は調乳業務への配置換えの際の検便を適切に実施しているか。</li> <li>・施設長等責任者は、検査結果を確認してから調理・調乳業務に従事させているか。</li> <li>・赤痢・サルモネラ、O-157について検査しているか。</li> </ul> <p>※10月から3月までの間には月1回以上又は必要に応じてノロウィルスの検便検査に努めることが望ましい。</p> <p> 検便検査結果は、「結果日」でその月の検便検査結果があるかを確認しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業者への提出が6月末、検便検査結果日が7月初旬になっている場合、7月の検便検査結果と判断しています。</li> <li>・「3月末で退職するから2月までの検便検査結果で良いと思っていた」「今月末で退職するから、今月の検便は実施していない」等の場合は、その月の検便結果がないと判断しています。</li> </ul> <p>＊検便の検査結果を適切に保管していること。</p>

〔根拠法令等〕

「食品衛生法」第51条、第68条

「食品衛生法施行規則」第66条の2、別表第17

「食品衛生法等の一部を改正法律する施行に伴う集団給食施設の取扱いについて」


「東京都認証保育所事業実施細目」6（4）

「労働安全法施行規則」第47条、第51条

「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」



# 11-2 衛生管理（調理従事者の健康チェック及び調理設備の点検）

観 点	評価事項
調理従事者及び調乳担当者の健康チェックを毎日行い記録しているか。	<p>＊調理従事者及び調乳担当者は、健康チェックを毎日行い、記録をすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調理従事者及び調乳担当者は、毎日、健康状態（下痢、嘔吐、発熱、化膿創等）について、チェックしているか。</li> </ul> <p> 健康チェックの項目に不足が無いよう行っているか。 調理・調乳担当者の氏名の記録等、記入漏れがないようにしているか。</p>
衛生管理の自主点検を毎日行い記録をしているか。	<p>＊衛生管理の自主点検を毎日行い記録をすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調理室の施設、設備、器具、容器、原材料の取り扱い用については、衛生的な管理を徹底するために自主点検を毎日実施しているか。</li> <li>衛生管理の自主点検の結果及び点検者を記録しているか。</li> </ul>

〔根拠法令等〕

「食品衛生法」第51条、第68条

「食品衛生法施行規則」第66条の2、別表第17、別表第18

「食品衛生法施行令」第34条

「食品衛生法等の一部を改正法律する施行に伴う集団給食施設の取扱いについて」

「東京都認証保育所事業実施細目」6（4）

「東京都認証保育所事業実施要綱」12（4）

「認可外保育施設に対する指導監査の実施について」

別紙「認可外保育施設の指導監督の指針」別添「認可外保育施設指導監督基準」6（1）



## 12 調理業務委託

観 点	評価事項
調理業務を委託している場合に、適切に行っているか。	<ul style="list-style-type: none"><li>＊調理業務を委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について」に示されている要件を満たしていること。</li><li>・施設職員による調理と同様な食事の質が確保されているか。</li><li>・施設内の調理室を使用して調理しているか。</li><li>・栄養面での配慮がされているか。</li><li>・施設が行う業務を行っているか。</li></ul>

〔根拠法令等〕

「東京都認証保育所事業実施要綱」7（3）

「保育所における調理業務の委託について」

## 13 外部搬入方式

観 点	評価事項
当該施設内で調理しているか。	<ul style="list-style-type: none"><li>＊給食の提供は、自園で調理することが原則である。</li><li>＊外部搬入方式（当該認証保育所以外で調理し搬入する方法）を行う場合は要綱で定められた基準を満たすこと。（3歳以上児）</li><li>・3歳未満児に対する食事の提供は、当該施設内で調理しているか。</li></ul>

〔根拠法令等〕

「東京都認証保育所事業実施要綱」8



## 14 保健計画

観 点	評価事項
保健計画を作成しているか。	*こどもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成すること。 ・保健計画には、評価・反省を記載し、改善するように努めているか。

〔根拠法令等〕 「保育所保育指針」第3章



# 15 児童健康診断

観 点	評価事項
<p>入所時の健康診断を実施しているか。</p> <p>健康診断を年2回行っているか。</p> <p>実施時期・方法は適切か。</p> <p>健康診断結果記録を作成しているか。</p> <p>保護者と健康診断結果について連絡をとっているか。</p>	<p>＊入所児童に対し、入所時の健康診断を行うこと。            ※施設にて直接実施できない場合は、母子手帳の写し（4ヶ月以内に健診を受診している場合に限る）の提出をもってこれに代えることができる。</p> <p>＊少なくとも1年に2回の健康診断及び臨時の健康診断を行うこと。            ・学校保健安全法に規定する健康診断に準じ実施しているか。            ・嘱託医等により行っているか。</p> <p>＊実施時期、方法を適切に行うこと。            ・未実施児童対策を行っているか。</p> <p>＊児童の健康診断の実施状況とその結果を個人別に整理し記録に残すこと。            ・健康診断結果記録には、実施日、嘱託医の所見、嘱託医が行ったことがわかるもの（押印またはサイン等）が記録漏れになっていないかを確認しているか。</p> <p>＊保護者と連絡を取り、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにしていくこと。  <del>☞</del>口頭連絡のみにならないよう、連絡帳、健康カード等を活用してください。</p>

〔根拠法令等〕

「東京都認証保育所事業実施細目」6（3）

「東京都認証保育所事業実施要綱」12（4）

「保育所保育指針」第3章

「学校保健安全法」「安全法施行令」「安全法施行規則」



# 16 健康状態の把握及び保護者との連絡等

観 点	評価事項
<p>身長、体重等の測定を毎月定期的に行っているか。</p> <p>日々の健康状態を観察しているか。</p> <p>0歳児の日々の健康状態の記録はあるか。</p> <p>必要に応じ、保護者に連絡をしているか。</p>	<p>*こどもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的、継続的、また必要に応じて随時把握すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未実施児童対策を行っているか。</li> </ul> <p>*保護者からの情報とともに、登園時、保育中を通じてこどもの状態を観察すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登所時及び保育中を通じて子どもの状態を観察しているか。 (顔ぼう、体温、皮膚の異常の有無等)</li> </ul> <p>*0歳児の日々の健康状態の記録を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・0歳児は身体機能が未熟であり、抵抗力も弱いいため万全の措置と細心の注意を行っているか。</li> <li>・発達の状態が著しく、個人差が大きいいため個々に日々記録しているか。</li> </ul> <p>*何らかの疾病が疑われる状態や障害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなど適切な対応を図ること。</p>

〔根拠法令等〕

「認可外保育施設に対する指導監査の実施について」

別紙「認可外保育施設の指導監督の指針」 別添「認可外保育施設指導監督基準」7(2)

「保育所保育指針」第3章

「東京都認証保育所事業実施細目」6(1)

「東京都認証保育所事業実施要綱」12



# 17 虐待などへの対応

観 点	評価事項		
<p>児童虐待の早期発見に努めているか。</p> <p>発見した時は、速やかに通告しているか。</p> <p>関係機関との連携が図れているか。</p>	<p><b>*児童虐待の早期発見に努めること。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待対応においては、早期発見のために、こどもの心身の状態等を把握しているか。</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <b>保育所</b>  <input type="checkbox"/>不自然な外傷（あざ、打撲、やけど）がある。  <input type="checkbox"/>食欲不振、極端な偏食、拒食・過食等。  <input type="checkbox"/>不潔な服装や体で登園する。  <input type="checkbox"/>予防接種や医療を受けていない。         </td><td style="vertical-align: top;"> <b>家庭</b>  <input type="checkbox"/>保護者や家族がこどもに拒否的態度。  <input type="checkbox"/>過度に厳しいしつけ。  <input type="checkbox"/>理由のない欠席や登園、不規則な登園時間。         </td></tr> </table> <p><b>*虐待を発見または疑われる場合には、速やかに区市町村または児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・園の虐待防止対応マニュアル、児童虐待の早期発見から通告の手順等を作成し、職員間で確認しているか。</li> </ul> <p>※「児童虐待対応マニュアル」（大田区）P21の虐待通告の手順（幼稚園・保育園）を活用してください。</p> <p><b>*関係機関との連携を図ること。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不適切な養育の兆候が見られる場合には、区や関係機関（嘱託医、大田区子ども家庭支援センター、児童相談所、福祉事務所、児童委員、保健所等）と連携し、適切な対応を図っているか。</li> </ul>	<b>保育所</b> <input type="checkbox"/> 不自然な外傷（あざ、打撲、やけど）がある。 <input type="checkbox"/> 食欲不振、極端な偏食、拒食・過食等。 <input type="checkbox"/> 不潔な服装や体で登園する。 <input type="checkbox"/> 予防接種や医療を受けていない。	<b>家庭</b> <input type="checkbox"/> 保護者や家族がこどもに拒否的態度。 <input type="checkbox"/> 過度に厳しいしつけ。 <input type="checkbox"/> 理由のない欠席や登園、不規則な登園時間。
<b>保育所</b> <input type="checkbox"/> 不自然な外傷（あざ、打撲、やけど）がある。 <input type="checkbox"/> 食欲不振、極端な偏食、拒食・過食等。 <input type="checkbox"/> 不潔な服装や体で登園する。 <input type="checkbox"/> 予防接種や医療を受けていない。	<b>家庭</b> <input type="checkbox"/> 保護者や家族がこどもに拒否的態度。 <input type="checkbox"/> 過度に厳しいしつけ。 <input type="checkbox"/> 理由のない欠席や登園、不規則な登園時間。		

〔根拠法令等〕

「児童虐待防止等に関する法律」第5条、第6条

「保育所保育指針」第3章

「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」「児童福祉法」第25条



## 18-1 疾病等への対応（体調不良・傷害）

観 点	評価事項
入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握しているか。	<b>*入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握していること。</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・入所の際には、母子手帳等を参考に保護者からの聞き取りで把握しているか。</li></ul> <b>※新たに接種を受けた場合や感染症に罹患した場合には保護者から保育所に報告してもらい情報を共有することが望ましい。</b>
体調不良等への対処を適正に行っているか。	<b>*体調不良等への対処を適切に行うこと。</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・こどもの状態等に応じて、保護者に連絡しているか。</li><li>・適宜、嘱託医やこどものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っているか。</li></ul>

※看護師等が配置されている場合には、その専門性をいかした対応を図ること。

〔根拠法令等〕 「保育所保育指針」 第3章



## 18-2 疾病等への対応（感染症）

観 点	評価事項
感染症の予防対策を講じているか。	*感染症の予防対策を講じること。
感染症発生時にまん延防止対策を講じているか。	*感染症発生時にまん延防止対策を講じること。 <ul style="list-style-type: none"><li>・感染症に罹患した児童の再登園時には、かかりつけ医の「登園許可書」、かかりつけ医とのやり取りを記載した書面の提出などについて保護者の協力を求めているか。</li><li>・歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなど共有していないか。また、適切な衛生管理を行っているか。</li></ul>
感染症発生時には、速やかに地域の医療機関と連携し、また保健所へ報告しているか。	*感染症発生時には、速やかに地域の医療機関と連携し、また、保健所等へ報告すること。 <ul style="list-style-type: none"><li>・発生や疑いがある場合には、必要に応じて、囑託医、区市町村、保健所等に連絡をし、その指示に従っているか。</li><li>・感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ているか。</li></ul>

〔根拠法令等〕

「保育所保育指針」第3章

「認可外保育施設に対する指導監査の実施について」

別紙「認可外保育施設の指導監督の指針」 別添「認可外保育施設指導監督基準」7（6）



## 18-3 疾病等への対応（アレルギー疾患）

観 点	評価事項
アレルギー疾患への対応を適切に行っているか。	<p>＊アレルギー疾患への対応を適切に行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・保護者と連携し、医師の診断及び指示（生活管理指導表等）に基づき、行っているか。</li><li>・生活管理指導表により、保護者等と情報を共有しているか。</li><li>・食器の色を変える、座席を固定する、食事中に保育士等が個別的な対応をとる等、安全を最優先した対策をとられているか。</li></ul>

◎看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性をいかした対応を図ること。

〔根拠法令等〕

「保育所保育指針」第3章

「認可外保育施設に対する指導監査の実施について」

別紙「認可外保育施設の指導監督の指針」 別添「認可外保育施設指導監督基準」7（8）



# 19-1 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止

観 点	評価事項
乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防及び睡眠中の事故防止策を講じているか。  睡眠チェック表を作成しているか。	<p><b>*乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防及び睡眠中の事故防止策を講じること。</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 仰向け寝が徹底しているか。（医師がうつぶせ寝を勧める場合を除く）</li><li>・ 睡眠チェックを行い、記録しているか。</li><li>・ 照明は、乳幼児の顔色が観察できるくらいの明るさを保っているか。</li><li>・ 乳幼児のそばを離れない。機器の有無にかかわらず、必ず、職員が側で見守っているか。</li><li>・ 睡眠時チェックをきめ細やかに行い、記録しているか。</li><li>・ 保育室内の禁煙を徹底しているか。</li><li>・ 厚着をさせない、暖房を効かせすぎない、などしているか。</li><li>・ 保護者と緊密なコミュニケーションをとっているか。</li></ul> <p><b>*睡眠チェック表を作成すること。</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 必ず、一人一人チェックし、その都度記録をしているか。</li><li>・ 0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回のチェック間隔が望ましい。</li></ul> <p><b>【チェックをする項目】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 児童の寝つきや睡眠中の姿勢（毛布等が顔にかかっているかを含む）</li><li>② 顔色（顔面、唇の色等）</li><li>③ 呼吸の状態（鼻や口の空気の流れや音の確認、胸の動きの確認）</li><li>④ 体温（体に触れて確認）</li></ul> <p>※確認した職員の氏名を記録する。 ※その他、児童の寝付いた時間、姿勢を直した記録、特記事項等</p>

〔根拠法令等〕

「認可外保育施設に対する指導監査の実施について」

別紙「認可外保育施設の指導監督の指針」 別添「認可外保育施設指導監督基準」7（7）

「保育所保育指針」第2章、第3章

「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について（通知）」



## 19-2 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止

◆仰向け寝とは、胸や腹が上を向いている状態です。顔が横を向いていても、胸や腹が床についていればうつぶせ寝になります。うつぶせ寝だけでなく、横向き寝も必ず仰向け寝に直してください。



うつぶせ寝



横向き寝



仰向け寝

仰向け寝を徹底  
しましょう



## 20 安全計画に基づく保育

### 施設で策定した安全計画に基づいた安全対策

厚生労働省「認可外保育施設における安全計画の策定に関する留意事項について」  
別添資料1 保育所保育指針第3章 健康及び安全

- \*子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努めること。
  - \*安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図ること。
  - \*家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。
  - \*取組みを行う際は、特に睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では、重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な策を講じること。
- 
- マニュアルの確認、必要に応じて変更等更新をしている。  
（リスクの高い場面：食事、睡眠、園外保育等）
  - 事故が発生した場合、原因等を分析し、再発防止策を講じるとともに、施設・設備の安全の点検実施箇所や、園の安全計画マニュアルに反映した上で、職員間の共有を図っている。
  - 窒息の可能性のある玩具や小物等が保育環境下に置かれていないか、定期的に点検している。
  - 点検したことを記録等にのこしている。
  - ヒヤリハット事例の収集及び要因の分析を行い、必要な対策を講じている。



## 21 児童の安全確保（安全点検）

観 点	指導事項
窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検しているか。	<p>＊定期的に点検を実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・あらかじめ点検項目を明確にしているか。</li><li>・実施した結果を文書（点検表等）として記録しているか。</li><li>・結果に基づいて、問題のある箇所の改善を行っているか。</li><li>・その結果を職員に周知して情報の共有を図っているか。</li></ul>

〔根拠法令等〕

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」

別紙「認可外保育施設の指導監督の指針」別添「認可外保育施設指導監督基準」第7（8）

「東京都認証保育所事業実施細目」6（4）

「保育所保育指針」第3章





確認指導では、窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、  
定期的に点検していることがわかるもの（例：点検チェック表）を確認しています。

- ☐ 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置いていない。
- ☐ 保育士等による保育室内及び園庭内の点検を定期的に行っている。
- ☐ 定期的に点検していることがわかるものがある。
- ☐ 問題のある玩具や用具の改善を行い、職員に周知し、情報を共有している。



## 22-1 児童の安全確保（誤嚥等による窒息のリスクへの対応）

観 点	評価事項
こどもの食事に関する情報を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。	<p>＊窒息のリスクとなるものを除去すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ こどもの食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など）や当日の子どもの健康状態を把握しているか。</li><li>・ 過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材は誤嚥を引き起こす可能性について、保護者に説明し、使用していないか。</li><li>・ 行事の際は、普段と異なる内容・形態にて食事等の提供がなされていることを踏まえ、事故防止に万全を期しているか。</li></ul>

〔根拠法令〕

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」

別紙「認可外保育施設の指導監督の指針」別添「認可外保育施設指導監督基準」第7（8）

「保育所保育指針」第3章



# 22-2 児童の安全確保（誤嚥等による窒息のリスクへの対応:参考）

食事の介助をする際の注意として…



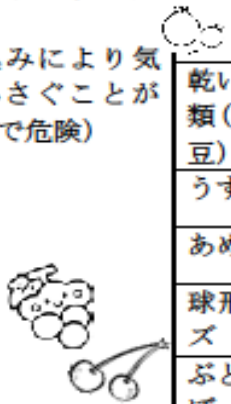
**Point 食事の介助をする際に注意すべきポイント**

- ゆっくり落ち着いて食べることができるよう子どもの意志に合ったタイミングで与える。
- 子どもの口に合った量で与える（一回で多くの量を詰めすぎない）。
- 食べ物を飲み込んだことを確認する（口の中に残っていないか注意する）。
- 汁物などの水分を適切に与える。
- 食事の提供中に驚かせない。
- 食事中に眠くなっていないか注意する。
- 正しく座っているか注意する。


参考：厚生労働省（平成28年3月）  
「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」

誤嚥・窒息につながりやすい食べ物の調理について

○給食での使用を避ける食材


食品の形態、特性	食材	備考
球形という形状が危険な食材 (吸い込みにより気道をふさぐことがあるので危険) 	プチトマト	四等分すれば提供可であるが、保育園では他のものに代替え
	乾いたナッツ、豆類(節分の鬼打ち豆)	
	うずらの卵	
	あめ類、ラムネ	
	球形の個装チーズ	加熱すれば使用可
粘着性が高い食材 (含まれるでんぷん質が唾液と混ざることによって粘着性が高まるので危険)	ぶどう、さくらんぼ	球形というだけでなく皮も口に残るので危険
	餅	
固すぎる食材 (噛み切れずそのまま気道に入ることがあるので危険)	白玉団子	つるつるしているため、噛む前に誤嚥してしまう危険が高い
	いか	小さく切って加熱すると固くなってしまう

○果物について

食品の形態、特性	食材	備考
咀嚼により細かくなっても食塊の固さ、切り方によってはつまりやすい食材	りんご 	完了期までは加熱して提供する
	梨	完了期までは加熱して提供する
	柿	完了期まではりんごで代用する



## 23-1 児童の安全確保（園外保育・プール・水遊び時の事故防止）

観 点	評価事項
園外保育時に複数の保育従事職員が対応しているか。	<ul style="list-style-type: none"><li>＊園外保育時に複数の保育従事職員が対応すること。</li><li>・出発時の人数確認、目的地への到着時や出発時、帰園後のこどもの人数確認等、見失い・置き去り防止を行っているか。</li><li>・事前に散歩経路や目的地を確認し園全体で危険箇所の把握・共有をしているか。</li><li>・職員体制と役割分担、緊急時の連絡方法や手順等について検討をしているか。</li><li>・携帯電話等による連絡体制を確保しているか。</li><li>・こどもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等、徹底しているか。</li><li>・出発時間、到着予定時間、実際の帰園時間、こどもの人数、引率する職員、帰園後の確認や記録等をしているか。</li></ul>
プール活動等を行う場合は、水の外で監視に専念する職員を配置しているか。	<p> 帰園後は、見落とし防止等の観点から、施設長等が人数確認をしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>＊プール、水遊びを行う場合は、適切な監視体制・指導体制の確保と緊急時への備えを徹底すること。</li><li>・監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者と、プール指導を行う者を分けて配置しているか。</li></ul>

〔根拠法令等〕

「認可外保育施設に対する指導監査の実施について」

別紙「認可外保育施設の指導監督の指針」 別添「認可外保育施設指導監督基準」7（8）

「保育所保育指針」第3章

「教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故防止について」



 確認指導では、監視者の記録を確認しています。

□プール・水遊びを行う場合は、監視者をたてている。

□監視を行う者とプール・水遊び指導を行う者を分けて配置している。

□監視者が明確にわかる（役割と担当者名）記録を作成している。  
（プール日誌、保育日誌、日案等）

◆プールや水遊び時は、事故のリスクが高い場面です。

監視を行う者＝全体を見る  
監視に専念する。



プール・水遊びの指導を行う者



## 23-2 児童の安全確保（事故発生時の対応）

観 点	評価事項
事故簿を作成しているか、 又は記録の内容が十分か。	<b>* 事故簿を作成すること。</b> <ul style="list-style-type: none"><li>• 事故の対応及び経過記録を記録しているか。</li></ul>
事故報告を区市町村に速やかに行っているか。	<b>* 事故報告を速やかに行うこと。</b> <ul style="list-style-type: none"><li>• 事故報告書を作成し、大田区に提出しているか。</li></ul> 〈事故報告書の提出範囲〉 <ul style="list-style-type: none"><li>• 保育受託中の怪我等により保護者以外の施設職員等が病院に連れて行った場合</li><li>• 食物アレルギー関連（発症がなくとも施設の不注意で誤飲食があった場合）</li><li>• 食物アレルギーの発症</li><li>• 重大な事故につながるおそれがある事故（迷子、置き去り、連れ去り、見失い、脱走等）が発生した場合</li></ul>
損害賠償保険に加入しているか。内容が適切か。	<b>* 賠償保険に加入し、保育中の万が一の事故に備えること。</b> <ul style="list-style-type: none"><li>• 保険の契約期間は適切か。</li><li>• 損害賠償保険の内容が適切か。</li></ul>

〔根拠法令等〕

「東京都認証保育所事業実施要綱」12（4）、16（1）

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」

別紙「認可外保育施設の指導監督の指針」別添「認可外保育施設指導監督基準」第7（8）

「教育・保育施設等における事故の報告等について」

「教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」